

「北本市老朽空き家等解体費」 の補助金交付制度

市では、土地の利活用の促進と流通が困難な老朽空き家を減らすことを目的として、老朽空き家等の解体に係る費用の一部を補助します。

1 補助金の額

解体工事 最高 30万円 (市内業者が解体した場合)

(市外業者が解体した場合は 20万円)

補助対象経費の1/2

※ただし、補助対象工事費が限度となります。

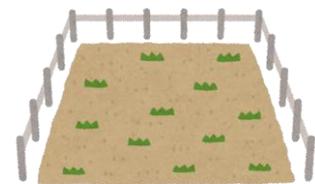


2 対象となる空き家

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅または併用住宅
- (2) 申請時点において、5年以上空き家であること。
- (3) 公共事業の物件補償の対象となっていないもの。

3 申請できる人

- (1) 空き家の所有権を有している人
- (2) 市税等の滞納がない人



4 補助対象工事

- (1) 老朽空き家等を解体し、更地にする工事
- (2) 当該年度の3月末日までに完了報告書を提出できる工事であること。
※申請時点で既に解体工事が着工されていた場合や、完了しているものは対象となりません。
※家財等の動産の処分に関する工事は補助の対象となりません。

5 申請方法

申請を希望する人は、あらかじめ建築開発課営繕・住宅担当の窓口で補助対象になるかを相談のうえ、必要な書類をそろえて提出してください。

※申請額が予算に到達した時点で受付を終了します。

詳しくは、北本市建築開発課 営繕・住宅担当
TEL 048-594-5551 まで